

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成26年10月14日	
【会社名】	株式会社エリアクエスト	
【英訳名】	Area Quest Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清原 雅人	
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー7階	
【電話番号】	03(5908)3301(代表)	
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 種崎 博寿	
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー7階	
【電話番号】	03(5908)3301(代表)	
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 種崎 博寿	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	175,839,300円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,502,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成26年10月14日(火)開催の当社取締役会決議により行うものです。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法(以下、「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,502,900株	175,839,300	
一般募集			
計(総発行株式)	1,502,900株	175,839,300	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
117		1株	平成26年10月30日(木)		平成26年10月30日(木)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払込むものとします。
4. 払込期日までに後述の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本有価証券届出書に係る第三者割当は行われなないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社エリアクエスト 管理部	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新宿通支店	東京都新宿区新宿三丁目14番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
175,839,300	3,005,800	172,833,500

(注) 1. 新規発行による手取金とは、本有価証券届出書においては本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算であります。

2. 発行諸費用の概算額の内訳はアドバイザー手数料及び書類作成費用であり、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

当該自己株式の処分につきましては、後記割当予定先の選定理由に記載のとおり、経営執行責任の明確化と業績向上への貢献意欲を図り、将来にわたる安定株主の確保を図ることを目的及び理由とするものであり、設備拡充等を直接の目的とした資金調達ではありません。このため、上記の差引手取概算額172,833,500円につきましては、平成26年10月30日以降業務運営に資するための運転資金に充当します。具体的には、サブリース事業に係る賃貸借物件の内装工事等の設備投資に使用する予定です。

なお、当面の資金管理は、当社預金口座にて行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

(1) 氏名	清原 雅人
(2) 住所	東京都渋谷区
(3) 当社との関係	
資本関係	当社株式の所有数：5,379,000株（本日現在）
人的関係	当社代表取締役社長
取引関係	当該事項はありません。
関連当事者への当該状況	当社代表取締役社長であり関連当事者に該当します。

(1) 氏名	鈴木 洋
(2) 住所	東京都港区
(3) 当社との関係	
資本関係	当社株式の所有数：1,680,800株（本日現在）
人的関係	当社取締役
取引関係	当該事項はありません。
関連当事者への当該状況	当社取締役であり関連当事者に該当します。

(1) 氏名	杉本 正貴
(2) 住所	東京都渋谷区
(3) 当社との関係	
資本関係	当社株式の所有数：28,200株（本日現在）
人的関係	当社取締役
取引関係	当該事項はありません。
関連当事者への当該状況	当社取締役であり関連当事者に該当します。

(1) 氏名	丸山 秀治
(2) 住所	東京都港区
(3) 当社との関係	
資本関係	当社株式の所有数：10,000株（本日現在）
人的関係	当社監査役
取引関係	当該事項はありません。
関連当事者への当該状況	当社監査役であり関連当事者に該当します。

(1) 氏名	石川 盛章
(2) 住所	東京都港区
(3) 当社との関係	
資本関係	当社株式の所有数：無（本日現在）
人的関係	当社監査役
取引関係	当該事項はありません。
関連当事者への当該状況	当社監査役であり関連当事者に該当します。

(1) 氏名	伊藤 真奈美
(2) 住所	千葉県千葉市
(3) 当社との関係	
資本関係	当社株式の所有数：420,000株（本日現在）
人的関係	当社顧問
取引関係	当該事項はありません。
関連当事者への当該状況	関連当事者に該当しません。

(1) 氏名	二本柳 智子
(2) 住所	東京都新宿区
(3) 当社との関係	
資本関係	当社株式の所有数：無（本日現在）
人的関係	当社従業員
取引関係	当該事項はありません。
関連当事者への当該状況	関連当事者に該当しません。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成26年10月14日現在のものです。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、将来の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするために、本日現在、自己株式1,502,900株（当社発行済の持株比率6.7%）を所有しておりましたが、当社の保有する自己株式を有効活用し、当該自己株式を当社の役員、顧問及び従業員に処分することにより、経営執行責任の明確化と業績向上への貢献意欲を図り、将来にわたる安定株主の確保を図ることを目的及び理由とするものであります。

また、株主との利害関係の共有化を図ることで、株主価値の最大化と企業価値の向上につながるものと判断しております。

(3) 割り当てようとする株式の数

当社代表取締役社長	清原 雅人	500,000株
当社取締役	鈴木 洋	400,000株
当社取締役	杉本 正貴	200,000株
当社監査役	丸山 秀治	100,000株
当社監査役	石川 盛章	100,000株
当社顧問	伊藤 真奈美	100,000株
当社従業員	二本柳 智子	100,000株

(4) 株券等の保有方針

処分先からは、株式の所有方針について、中・長期にわたり保有する意向である旨の報告を受けておりますが、同時に、次の項目を主旨とする確約書を締結しております。

払込期日(平成26年10月30日)から2年間、当該割当株式の全部または一部を譲渡した場合、当該譲渡に関する内容を書面にて当社へ広告すること。

当該報告を受けた当社が、直ちにその内容を東京証券取引所に書面にて報告することに関し合意したこと。当社の報告に基づき、同取引所が当該取引内容を公衆に縦覧に供することに関し同意したこと。

(5) 払込みに要する資金等の状況

処分先の申告から、本自己株式処分に要する相当の財産を保有していると判断いたしました。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本自己株式処分の払込金額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価格とするため当該処分に係る取締役会決議の直前6ヶ月間(平成26年4月11日から平成26年10月10日)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である115円を勘案し、117円といたしました。当社株式の終値の平均値を勘案することにしたのは、一定の終値のような特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を勘案する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

また、終値の平均値を算出する際に直前営業日の直前1ヶ月平均や直前3ヶ月平均ではなく、直前6ヶ月平均を採用したのも一定期間の平均株価を算出する際に期間が長い方がより平準化された価額になると判断したことによります。

なお、当該株価は東京証券取引所における当該取締役会決議の直前営業日(平成26年10月10日)の終値105円に対し11.4%のプレミアム、同直前1ヶ月間(平成26年9月11日から平成26年10月10日)の終値の平均値である113円(円未満切捨て)に対し3.5%のプレミアム、同直前3ヶ月間(平成26年7月11日から平成26年10月10日まで)の終値の平均値である115円(円未満切捨て)に対し1.7%のプレミアム、同直前6ヶ月間(平成26年4月11日から平成26年10月10日まで)の終値の平均値である115円(円未満切捨て)に対し1.7%のプレミアムになっており、本自己株式処分に係る処分価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しており、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価格につきましては、取締役会に出席した監査役3名(うち3名は社外監査役)全員からも、合理的と考えられる算出根拠により決定され、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、特に有利な処分価格には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分に係る処分株式数は、現在の当社の発行済株式総数に対し6.7%(小数点第3位以下を四捨五入、平成26年6月30日現在の総議決権個数209,968個に対する割合7.1%)に相当し、一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社といたしましては、当社役員および従業員による中期的な当社株式の保有が、今後の当社成長並びに当社企業価値の向上につながるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権の 割合(%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
清原 雅人	東京都渋谷区	5,379,000	25.62	5,879,000	28.00
清原 元輔	東京都目黒区	1,800,000	8.57	1,800,000	8.57
鈴木 洋	東京都港区	1,680,800	8.01	2,080,800	9.91
伊藤 真奈美	東京都千葉市	420,000	2.00	520,000	2.48
小林 祐司	東京都世田谷区	379,400	1.81	379,400	1.81
(株)SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	363,700	1.73	363,700	1.73
松井証券(株)	東京都千代田区麹町一丁目4番	301,000	1.43	301,000	1.43
エリアクエストグループ従業員 持株会	東京都新宿区西新宿六丁目5番 1号	295,700	1.41	295,700	1.41
日本証券金融(株)	東京都中央区日本橋茅場町一丁 目2番10号	250,600	1.19	250,600	1.19
杉本 正貴	東京都目黒区	28,200	0.13	228,200	1.09
計		10,898,400	51.91	12,098,400	57.62

(注) 1. 平成26年6月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年6月30日現在の総議決権数に、本自己株式処分(処分株式数1,502,900株)により増加する議決権数を加えて算出した数値であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第15期）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年10月14日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年10月14日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．最近の業績の概要

第16期第1四半期連結累計期間（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）の業績の概要

当社第16期第1四半期連結累計期間（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）における売上高の見込みは343百万円であります。なお、この見込み数値は、決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、監査法人の四半期レビューを終了していないため四半期レビュー報告書は受領していません。

また、売上高以外に指標につきましては、本届出書提出時点で精査中であるため、記載を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせる恐れがあるため、記載していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日	平成26年9月26日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年9月26日

株式会社エリアクエスト

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 遠藤 今朝夫
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 川村 啓文

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エリアクエストの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エリアクエスト及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エリアクエストの平成26年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エリアクエストが平成26年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年9月26日

株式会社エリアクエスト

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 遠藤 今朝夫
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 川村 啓文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エリアクエストの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エリアクエストの平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。